栃建協第６５号

令和２年４月２０日

会員各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人栃木県建設業協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　谷　黒　克　守

新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

日頃から当協会の運営について御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことを受け、栃木県において別添の通り「栃木県緊急事態措置」（期間：令和2年4月18日～5月6日）が決定され、4月20日付けをもってこれら措置が周知徹底されるよう依頼がありました。

つきましては、会員各位及び雇用者並びに傘下企業においても、これら措置が十分に周知徹底されますようお願いいたします。特に、これまでの通知等を総括し、以下の事項につきましては遺漏なく徹底されますよう併せてお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言下においても、「河川や道路などの公物管理、公共工事」は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務であるため、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の継続を図るよう要請されていることを申し添えます。また、新型コロナウイルスに関する対応について、御不明な点がありましたら下記協会本部までご相談ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 本社、事業場、工事現場共に感染症対策に万全を尽くすこと。

手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、消毒薬配置、消毒、「密閉・密集・密接」の三つの密の回避、感染者及び濃厚接触者の自宅待機など、具体的方法については、厚生労働省ホームぺージ等から随時情報を得ること）

1. 現場等で、従業員または下請作業員等関係者が感染者または濃厚接触者と判明した場合には、速やかに発注者及び協会本部に報告（令和2年2月28日付け栃建協第824-2号の報告フローによる）するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。
2. 感染者発生等により工事等の継続が困難な場合には、工事等の一時中止等について適宜発注者と協議すること。
3. 生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛すること。
4. 規模や場所にかかわらず、催物（イベント）の開催を自粛すること。
5. 職場における接触機会の削減のため、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の実施等に積極的に取り組むこと。

（一社）栃木県建設業協会　業務部長　白土茂文

電話　０２８（６３９）２６１１